(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十二月二十八日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字穴字西周川二二七八、二二七八の二、二二八〇、二二八〇の二、二二八一の二、二二八一の三、二二八二、二二八八、二二八九、二二九一、二二九二の一、二二九三、二二九四の一、二二九九、五五六〇、五五六〇の二、五五六一、五五七四、五五七五、五五八一、五六一二から五六一五まで、五六二六、字工事谷二四四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十二月二十八日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　保安林の所在場所　広島県東広島市志和町別府字新庄平山・奥屋字田ノ口山・広島市安佐南区沼田町大字伴字大下・安佐北区安佐町大字久地字嶽山・安芸区阿戸町字中野山（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十八年十二月二十八日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市郷原町字東遅越五六二の二・字小屋床七四九の四・七九一の二・七九二の二（以上四筆国有林）、七七八の二・七七九の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十八年十二月二十八日

農林水産大臣　松岡　利勝

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市高屋町杵原三九一九の七・三九一九の八・三九二九の二二・三九二九の二五から三九二九の二九まで（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第三百六十六号

弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）第四条第五号の規定に基づき、平成十七年一月十八日経済産業省告示第八号（弁理士法施行規則第四条第二号及び第五号の経済産業大臣が認める者を定めた件）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十八日

経済産業大臣　甘利　明

2中「、テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験」の次に「、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験」を加える。

○経済産業省告示第三百六十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成十八年十二月二十八日

経済産業大臣　甘利　明

番号	名称	住所	
4413	株式会社ルナ	東京都新宿区西新宿五丁目三番二号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間　平成十八年九月二十六日から平成十九年九月二十五日まで

○経済産業省告示第三百六十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成十八年十二月二十八日

経済産業大臣　甘利　明

番号	名称	住所	
4414	山形建材株式会社	奈良県橿原市石川町二百八十二番地の三	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間　平成十八年十一月十七日から平成十九年十一月十六日まで
4415	ヨコタサイクル株式会社	大阪府堺市堺区戎之町西一丁目一番六号	平成十八年十二月一日から平成十九年十一月三十日まで
4416	岩永工業株式会社	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷千番地百三十七	平成十八年十一月二十八日から平成十九年十一月二十七日まで
4417	株式会社福岡山の上ホテル	福岡県福岡市中央区輝国一丁目一番三十三号	平成十八年十月三十日から平成十九年十月二十九日まで
4418	丸孝建設株式会社	富山県高岡市長慶寺九百八十六番地の一	平成十八年十一月二十八日から平成十九年十一月二十七日まで

○国土交通省告示第千五百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十八年十二月二十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

国土交通大臣　冬柴　鐵三